

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途内訳

消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増額分については、社会保障4経費及びその他社会保障施策(※)に要する経費(人件費、事務費を除く)として活用することとされています。

本市では一般会計の社会保障関連事業費の中で占める割合が大きい下記の4事業の財源としました。

(歳入)

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 9億7,348万1千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する総事業費
(人件費、事務費を除く) 184億1,527万1千円

うち、地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当事業 (単位：千円)

事業名	事業費	人件費、事務費を除いた事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
障害者自立支援・障害児通所等給付事業費	2,127,610	2,127,610	1,447,638		28,247	300,432	351,293
生活保護事業費	1,878,089	1,878,089	1,391,269			224,414	262,406
児童手当支給事業費	2,020,945	2,019,310	1,707,558			143,711	168,041
子ども・子育て新制度関連事業費 (施設型給付事業費、地域子ども・子育て支援事業費、地域型保育給付事業費)	2,130,712	2,130,712	1,160,670		308,573	304,924	356,545
計	8,157,356	8,155,721	5,707,135		336,820	973,481	1,138,285

※社会保障4経費・・・年金、医療、介護、子育て

その他社会保障施策・・・社会福祉(生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉)

社会保険(国民健康保険、介護保険、年金)

保健衛生(医療、疾病の予防対策、健康増進対策)

※財源内訳は「人件費、事務費を除いた事業費」の内訳となります